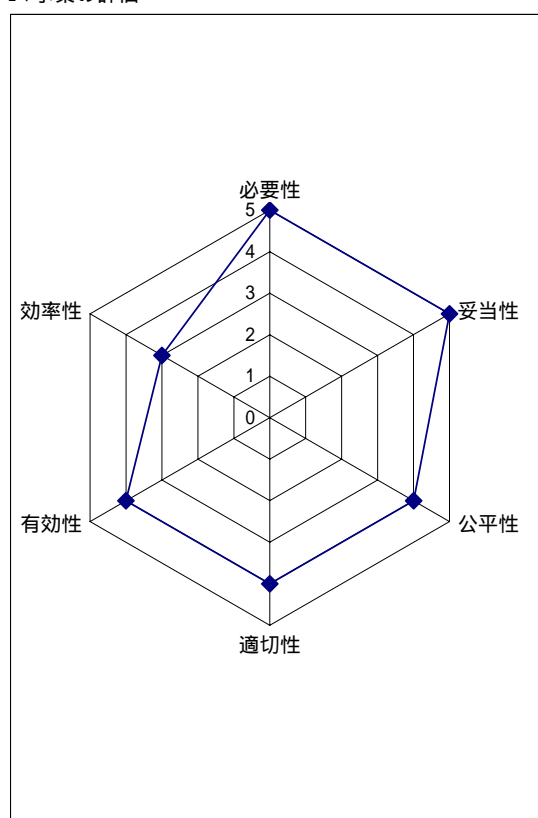


事務事業名	保険給付事業	担当部局	市長部局 保健福祉部
基本目標	ともに生きる健やかな福祉社会づくり(健康・福祉)	担当課名	介護福祉課
施策体系	総合的な地域福祉のしくみづくり(高齢者福祉)	担当係名	介護保険係
施策	高齢者を地域で支えるしくみづくりを進める		

1. 事業内容

事業本来の目的と具体的内容	介護を社会全体で支え合う介護保険制度の保険給付であり、適正かつ円滑に実施することにより、高齢者等に対する福祉の充実が図られる。 具体的には、要介護認定者が介護サービスを利用したとき、その費用の9割を介護保険で負担するものである。		
事業の期間(開始/終了)	平成12年 4月 / 99年 99月		
根拠法令、条例、規則など	介護保険法 結城市介護保険条例		
事業が対象としている人(モノ)	要介護・要支援認定者		
具体的な活動内容	在宅・施設において提供される介護サービスに対して保険給付する。 福祉用具購入費・住宅改修費を償還給付する。		
事業の成果	在宅及び施設においてそれぞれの心身の状態に応じた介護サービスを受けることができる。 利用者負担が軽減される。		

2. 事業の評価



項目	説明
必要性	5 ますます必要性は高くなっている 高齢者人口や要支援・要介護認定者数は増加する傾向にある。
妥当性	5 行政以外にはできない事業である 介護保険法第3条に規定されています。
公平性	4 目的とした対象者に対しては、概ね広く便益を提供している 原則として、65歳以上の住民で要支援・要介護認定者を対象としています。
適切性	4 現在のやり方(手段)が一般的であり、特に問題はない 介護保険法及び介護保険条例の規定に則り、適正に実施されています。
有効性	4 概ね目標水準に達している 平成17年度の達成率(給付実人数)は約95%です。
効率性	3 どちらとも言えない

総合評価	当該事業は概ね適正に実施されています。しかし、今後高齢化が進む中で、要介護認定審査会の適正な運営に基づき、有効的な保険給付を実施するよう対策が必要です。
------	--

3. 今後の事業の方向性

所属長判断	事業の方向性判断	短期的方向	改善(質の充実・効率化)	中長期的方向	改善(質の充実・効率化)
	説明	高齢者人口や要支援・要介護認定者数が増加する中、高齢者人口に比例し年々介護給付費が増加の傾向にあります。今後増え続ける給付費に対し要介護認定事務の適正化をはかり不正請求等のチェック機能の強化や介護給付費の本人への支払通知書の発送を実施し給付者の介護給付費に対する認識を深める。			
決定権者判断	決定内容	維持継続			
	説明	介護費用適正化にむけて積極的に取り組み、チェック体制等を図り適正な給付体制を確立する。			